

原規規発第 2312221 号

20231208 保第 11 号

令和6年 1月 31日

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員

経済産業大臣 齋藤 伸 様

玄海原子力発電所第3号機の試験使用承認について

令和5年12月8日付け原発本第194号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第18条第1号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

原子炉本体

2. 使用期間

自：令和6年1月31日以降であって、原子炉を臨界にさせる前に必要な全ての使用前検査が終了した時

至：令和3年6月1日付け原規規発第2106017号及び20200626保第15号をもって認可した原子力発電工作物に対する、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に定められる使用前検査の合格日

3. 使用の方法

原子炉容器上部ふた取替工事の実施に伴い、原子炉容器が安定した連続運転ができることを確認するまで原子炉容器を使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。